

地域包括支援センターの運営状況について

1 地域包括支援センターの業務内容

本市は、各地域包括支援センターに対し、下記の地域支援事業に係る業務等を委託している。

また、委託業務のほか、各センターは指定介護予防支援事業者としての指定を受け、予防給付に係る介護予防支援業務を実施している。

- ・介護予防ケアマネジメント業務（特定高齢者に対する介護予防ケアマネジメント）
- ・総合相談支援及び権利擁護業務
- ・包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
- ・特定高齢者把握業務
- ・介護予防普及啓発等業務
- ・高齢者等実態把握調査
- ・介護予防教室（認知症教室を含む。）業務
- ・福祉用具展示紹介事業（任意）

2 平成 21 年度収支決算の状況

各センターから提出された平成 21 年度の収支決算書（指定介護予防支援事業者としての収支等を含むセンター全体の決算）によると、一部に支出超過となっているセンターがあるものの、多くのセンターが収入超過及び収支均衡となっており、全センター平均の収支差額は、約 71 万円の収入超過となった。

なお、指定介護予防支援事業の収支を除いた、包括的支援事業のみの収支については、全センター平均で約 14 万円の収入超過となった。

3 平成 22 年度の運営について

(1) 平成 22 年度における委託料

ア 基本委託料

配置すべき職員数により下記の予定金額を支払う。

3 人配置...14,500 千円 / 2.5 人配置...12,000 千円 / 2 人配置...10,000 千円

イ 実績加算分について

センターが実施した事業につき、実績加算として下記のとおり加算する。

特定高齢者に対する介護予防ケアマネジメント加算分(1 人につき年 4 回上限)

・初回の介護予防ケアマネジメント:7,300 円

・2 回目以降の介護予防ケアマネジメント:4,200 円

高齢者等実態把握調査加算分:2,700 円

介護予防教室加算分:30,000 円(年 20 回上限)

体制整備加算分

指定介護予防支援事業におけるケアプラン件数に基準(3職種で105件)を設け、この基準を超えたセンターについて、指定介護予防支援事業に対応するためにケアプランを作成できる資格を有する職員を増員する場合(既に増員している場合も含む。)に、ケアプラン件数及び増員した職員の勤務形態に応じて下表の金額を加算。

1月当たり ケアプラン件数	年間加算額	加算条件
105件以下	なし	なし
105件超	80万円	非常勤職員1人を雇用した場合
175件以下	160万円	常勤職員1人または非常勤職員2人を雇用した場合
175件超	80万円	非常勤職員を1人雇用した場合
	160万円	常勤職員1人または非常勤職員2人を雇用した場合
	240万円	・常勤職員1人及び非常勤職員1人を雇用した場合 ・非常勤職員3人を雇用した場合
	320万円	・常勤職員2人を雇用した場合 ・常勤職員1人及び非常勤職員2人を雇用した場合 ・非常勤職員4人を雇用した場合

(2) 指定介護予防支援事業者としての報酬

要支援1及び要支援2の方に対して介護予防支援を行った場合、介護報酬として412単位/月(約4,300円)が加算される。また、新規に介護予防支援を行った初期加算として300単位(約3,100円)が加算される。(1年を通して継続的に支援を行った場合、1人あたり4,300円×12か月=51,600円加算される。)

(3) 収支予算の状況

各センターから提出された平成22年度の収支予算書(指定介護予防支援事業者としての収支等を含むセンター全体の予算)によると、半数以上のセンターが収支均衡又は支出超過の見込となっており、全センター平均の収支差額は、約8万円の支出超過が見込まれている。また、指定介護予防支援事業の収支を除いた、包括的支援事業のみの収支については、全センター平均で約33万円の支出超過が見込まれている。

地域包括支援センター設置運営における収入イメージ図

